

記入要領の例

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

○「住民税非課税世帯価格高騰対策給付金申請書（家計急変分）」と一緒にご提出ください。

① 予期せず家計が急変した事由を簡潔に記載してください

【記載例】・令和6年7月に病気で入院し8月の給与が減少した
・令和6年10月に退職したが就職ができずに12月から収入が無い 等

病気のため7月に就労が制限され、8月の給与が非課税相当に減少したため

【1】

【1】予期せず令和6年1月から12月までに家計が急変し、収入の減少がした場合その事由を簡潔に記載してください。収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和6年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 $D \times 12$ ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1	福祉イチロー 【a】	1人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和6年8月 【b】	収入合計額 $A+B+C=$ 【D】 20,000円	0円	0円	240,000円	1,469,000円
2	福祉 ハナ	0人	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和6年8月	収入合計額 $A+B+C=$ 【D】 60,000円	0円	0円	720,000円	965,000円
3			☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和6年 月	収入合計額 $A+B+C=$ 【D】 円	円	円	円	円
5						円	円	円	円	円

【a】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

【令和6年1月から12月の間の任意の1か月の収入により申請する場合】
【b】④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、 $D \times 12$ の額を記載して下さい。
【c】の表から、①欄の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、この額を⑦欄に記入して下さい。
【d】非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低い(⑥ $\leq$ ⑦)場合は給付金の支給対象(収入のみで対象となる場合は、裏面の記載不要)

なお、収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

給与収入のみ世帯は⑥>⑦の場合は給付金に該当しません。

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」は、世帯に属している人数を記入してください。
② 「住民税課税状況」欄は、住民税の課税状況を記入してください。
③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☒してください。
④ 「収入の減少のあった年月」「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和6年1月から令和6年12月の間の任意の1か月の月を記入してください。

※ 収入金額の証明のため下記の書類を必ず添付してください

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
(早見表)

【c】 扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額(円)	扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額(円)
単身又は扶養親族がいない場合	965,000	配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,327,999
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,469,000	配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,779,999
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,879,999	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

記入要領の例

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【e】 【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1	福祉 ジロー	2,520,000 円	550,000 円	120,000 円	1,100,000 円	【f】 810,000 円	【g】 919,000 円
2	福祉 梅子	900,000 円	550,000 円			350,000 円	415,000 円
3	『記載例』 福祉ジロー(70歳)の収入が 給与72万円(月額6万円)、事業収入36万円(月額3万円)、公的年金144万円(月額12万円)で 年間収入が252万円のとときの記載例です						
4	【e】控除額 給与所得控除【9】⑧欄参照 給与収入72万円に対して 控除額55万円 事業収入等の経費【9】⑨参照 経費12万円(月あたり1万)あるため、控除額12万円 公的年金等控除【9】⑩参照 年金収入144万円であるため 控除額110万円						
5	【f】 ⑪の金額は⑥収入年間見込額から⑧⑨⑩の控除額の合計を引いた金額です 【g】 ⑫の金額は【h】⑫の表から表面①の扶養人数で該当する欄の数字を記載してください 家族の全員が ⑪≤⑫の状況になった場合は給付金の支給対象です						
		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① $A \times 12$ の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円(収入額55万円以下は収入額を記載)
 ② $A \times 12$ の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分 $\times 40\% = 10$ 万円
 ③ $A \times 12$ の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分 $\times 30\% + 8$ 万円
 ④ $A \times 12$ の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分 $\times 20\% + 44$ 万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
 ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 : 60万円超130万円未満 → 60万円
 : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.25 + 27$ 万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.15 + 68$ 万5千円
 (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 : 110万円超330万円未満 → 110万円
 : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.25 + 27$ 万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.15 + 68$ 万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

【h】

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額(円)	扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額(円)
単身又は扶養親族がいない場合	415,000	配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1,549,000
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	919,000	配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	1,864,000
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,234,000	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用